2.5.　「ＫＳＳ（Karolinska Sleepiness Scale）」とは、主観的な眠気評定法において用いる眠気尺度をいう。（下の表２を参照）。

表２　ＫＳＳにおける眠気尺度の定義

ＫＳＳ評定値	状態
1	非常にはっきりと目覚めている（Extremely alert）
2	とても目覚めている（Very alert）
3	目覚めている（Alert）
4	やや目覚めている（Rather alert）
5	どちらでもない（Neither alert nor sleepy）
6	眠くなる兆候がある（Some signs of sleepiness）
7	眠いが、起きている努力は必要ない（Sleepy, no effort to keep awake）
8	眠い、起きている努力が少し必要（Sleepy, some effort to keep awake）
9	とても眠い、起きている努力がとても必要、眠気と戦っている（Very sleepy, great effort to keep awake, fighting sleep）

2.5.1.　「ＫＳＳ評定値」とは、主観的な眠気評定法においてＫＳＳを用いて報告された眠気評定値をいう。

2.6.　「検知方式」とは、運転者の眠気を評価する方式をいう。

2.6.1.　「直接検知方式」とは、検知方式のうち、運転者の状態を直接観測する方式をいう。

2.6.2.　「間接検知方式」とは、検知方式のうち、運転行動（ハンドル操作の有無、操作量、操作速度、操作頻度・ゆらぎ等）又は車両挙動（車線逸脱、横方向のふらつき等）を観測する方式をいう。

2.7.　「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。

3.　要件

3.1.　機能概要

眠気警報装置は、運転者の眠気の状態を検知し、眠気の状態が眠気閾値に達した場合に安全運転を継続できないおそれがあると判断し、運転者への報知を行う。

3.2.　運転者の眠気の検知

眠気警報装置は、直接検知方式及び間接検知方式のいずれか又は両者を組み合わせて運転者の眠気を検知する。

3.2.1.　眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ＯＲＤ評定値Ｄ５以上又はＫＳＳ評定値８以上であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知するものとする。

3.2.2.　眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ＯＲＤ評定値Ｄ５未満又はＫＳＳ評定値８未満であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知してもよい。ただし、不要な報知の発生率が著しく高くならないよう設計されているものとする。

3.3.　運転者への報知方法

運転者への報知方法は視覚によるものを必須とし、聴覚、触覚、緩減速等による体感等の方法のうち少なくともいずれか一つ以上を組み合わせるものとする。